７福祉障施第 1565 号
令 和 ７ 年 ９ 月 １ 日

各指定障害児通所支援事業所　管理者　殿

東京都福祉局障害者施策推進部
障害児・療育担当課長　片山　敦之
（　公　印　省　略　）

令和７年度障害児通所支援事業所等における
性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金の交付申請について（依頼）

平素より、東京都の障害福祉施策の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記の事業について、令和７年度に補助金を交付申請する事業所におきましては、下記により交付申請書類の御提出をよろしくお願いいたします。

記

１　対象事業所
障害児通所支援事業所（児童相談所設置区(※)及び八王子市に所在する事業所を除く）
障害児入所施設（児童相談所設置区(※)に所在する施設を除く）

（※）児童相談所設置区（令和７年８月末日現在）
港区、文京区、品川区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区

２　交付内容
性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う経費
〇補助基準額　１事業所 100,000 円　補助率４分の３　補助上限額 75,000 円

３　要綱
（１）障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱
（令和６年２月 19 日付５福祉障施第 1885 号）
（２）令和７年度障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱（令和７年８月４日付７福祉障施第 1310 号）

４　交付申請書類の提出
（１）電子データの提出
別添の**令和７年度障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業**

補助金交付申請書の Excel ファイルを御作成の上、見積書（写し）等の添付書類と併せて以下のメールアドレスに御提出ください。

メールアドレス：S1140704@section.metro.tokyo.jp

メールの件名は、必ず以下のとおり御記入ください。

「令和７年度性被害防止対策補助金の交付申請（事業所番号、事業所名）」

なお、添付書類の電子データ化が困難な場合は、下記の送付先に紙面資料による提出も可能です。

（２）押印書類等の提出

送付された電子データにて申請内容を審査し、修正の有無を御連絡します。

ア　修正が必要な場合

都からの指示に従い、都が指定するメールアドレス宛てに電子データの再提出をお願いします。

イ　修正が不要な場合（申請内容に不備がない場合）

都から全ての書類に不備がない旨の連絡を受けた後は、以下の３点を送付してください。

①　別記第一号様式　交付申請書（要捺印（印鑑証明印））

②　歳入歳出予算抄本（要捺印（印鑑証明印））

③　印鑑証明書（原本）（３か月以内のもの）

５　提出期限

（１）電子データ

令和７年９月 30 日（火曜日）

（２）押印書類

都から連絡を受けてから２営業日以内に発送してください。

６　当補助金のスケジュール（予定）

別紙「令和７年度障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金スケジュール（予定）」のとおり

７　書類の送付及び問合せ先

〒163－8001

東京都新宿区西新宿二丁目８番１号 都庁第一本庁舎 31 階中央

東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課児童福祉施設担当　石田

TEL：03－5320－4374（直通）